

令和8年度版

安全対策・危機管理

対応マニュアル

日田市立南部中学校

We ♥ Hita nanbu junior high school

令和8年度 安全対策・危機管理対応マニュアル 目 次

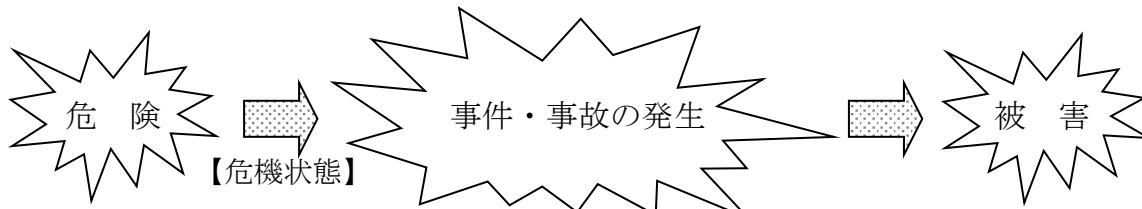
1	学校での危機管理の意義	・・・・・・ P. 1～P. 2
	（1）危機管理の必要性	
	（2）学校危機管理の目的	
	（3）危機管理体制・役割分担	
	（4）危険発生時の対応フロー	
2	発生事案別対応	・・・・・・ P. 3～P. 11
	（1）不審者対策	
	（2）熱中症予防対策	
	（3）負傷事故	
	（4）いじめ対応マニュアル	
	（5）教職員の事故関係について	
3	災害種別対応	・・・・・・ P. 12～P. 15
	（1）大地震発生時	
	（2）台風・大雨（水害）・積雪による災害発生時	
	（3）火災発生時	
4	教職員在校時外の災害対応マニュアル	・・・・・・ P. 16
5	保護者との連絡体制	・・・・・・ P. 17
	（1）連絡・通信体制	
	（2）引き渡しと待機のルール化	
6	問題行動に対する指導とマニュアル	・・・・・・ P. 18～P. 20
	火災予防管理体制・自衛消防体制	・・・・・・ P. 21～P. 22
	学校安全年間計画	・・・・・・ P. 23
	避難経路	・・・・・・ P. 24

令和8年度 日田市立南部中学校 安全対策・危機管理対応マニュアル

1 学校での危機管理の意義

(1) 危機管理の必要性

学校は生徒が安心して学ぶことのできる場所でなければならない。しかし近年、生徒の安全を脅かす事件・事故災害が発生しており、そのような事案に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立する。



★事前の危機管理【予防】
(リスク・マネジメント)

★事後の危機管理【対処】
(クライシス・マネジメント)

「リスク・マネジメント」とは…

事件・事故災害の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理。

「クライシス・マネジメント」とは…

事件・事故災害が発生した場合に、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。さらにはその再発防止と生活の再開に向けた対策を行うことを中心とした危機管理

※危機対応の基本姿勢「さ・し・す・せ・そ」

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 〈さ〉 … 最悪の事態を想定して対応 | 〈せ〉 … 誠意をもって |
| 〈し〉 … 慎重に | 〈そ〉 … 組織的に対応 |
| 〈す〉 … 素早く（あわてず・あせらず・あきらめず） | |

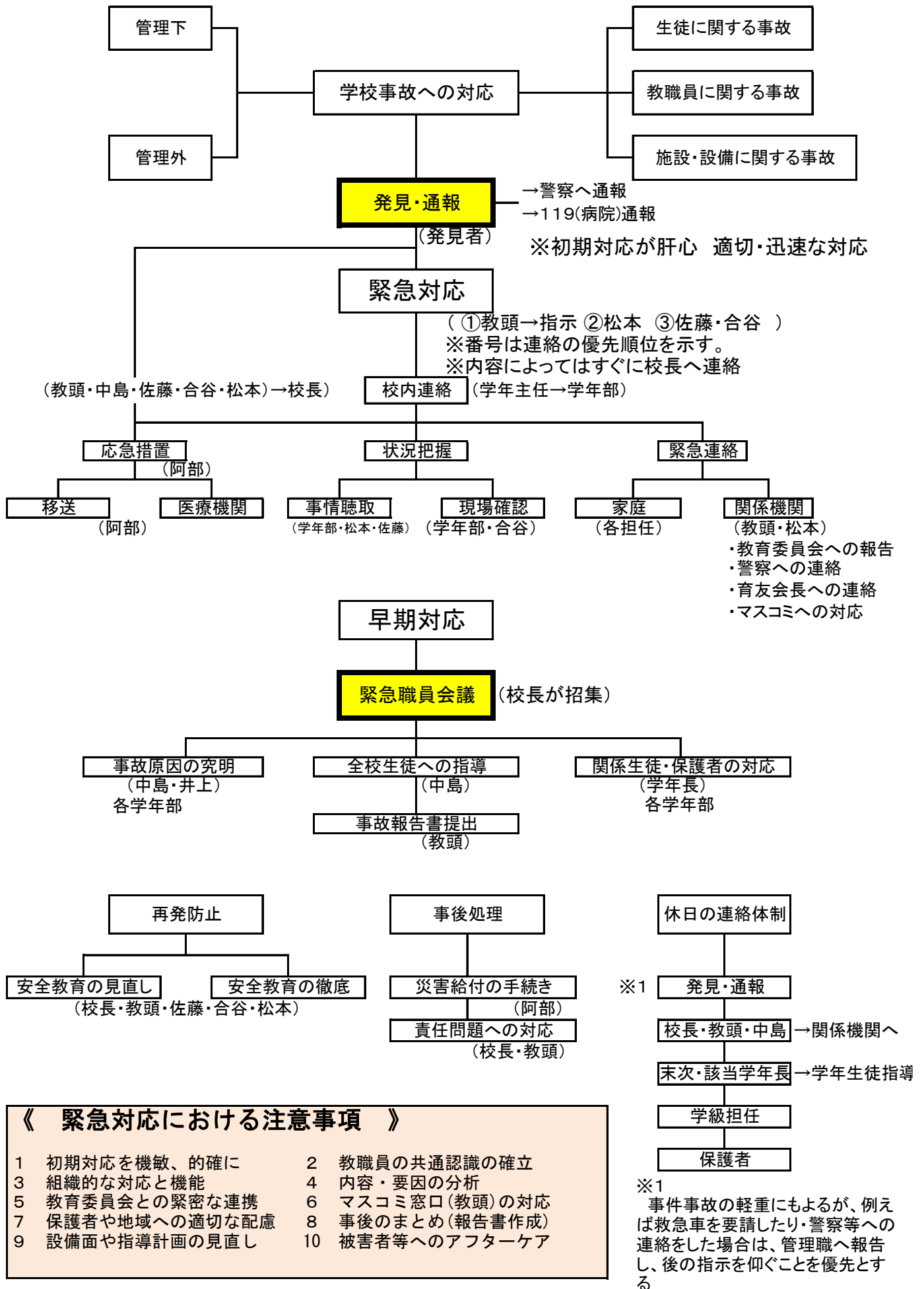
(2) 学校危機管理の目的

- ① 生徒や教職員の生命を守る。
- ② 危険をいち早く予見・発見し、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- ③ 事件・事故や災害発生時は、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- ④ 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けた対策を講じる。

(3) 危機管理体制・役割分担

係	任 務 ・ 分 担
本 部	○生徒の安全確保と校内連携、関係機関連絡。記録・報道対応 本部長（校長）：全体統括、教職員への指示・命令 副本部長（教頭）：関係機関への報告、報道機関の窓口【窓口の一本化】 統 括（生徒指導主事）：教頭補佐、対応記録と情報収集、生徒指示
避難誘導班	○生徒の避難誘導および確認、避難器具の設定・捜査（担当：学年長）
消 火 班	○出荷時の初期消火作業、電気設備・ガス・危険物施設の安全措置（副担任）
応急救護班	○負傷者および被救助者の応急救護（担当：養護教諭）
警 備 班	○被害状況の把握と校舎内外の警備（担当：学年長・副担任・事務職員）

(4) 危険発生時の対応フロー



2 発生事案別対応

(1) 不審者対策

【敷地内に入れないための対策】

- ・正門以外に生徒棟南側や体育館北側（茶園方面）から敷地内への侵入が可能であることから、防犯カメラ設置（R6年度～）および、モニター（職員室内）により、外部からの侵入の未然防止に努める。
- ・正門は職員登庁時の際に開門、職員退庁時に閉門とする。冬季等閉門ができない場合はコーンを設置する。

【来訪者の確認】

- ・来訪者は職員玄関入り口で受付し、受付簿の記入および名札の着用を依頼して、来訪者の確認を行う。

【不審者侵入の際の対応】

- ・さすまたの設置場所（職員室入り口横）を教職員内に周知しておく。
- ・万一不審者が侵入した際には、緊急放送等により生徒を避難させる。
- ・管理職や生徒指導主任を窓口として即警察への通報を行う。

【登下校中の不審者】

- ・「逃げる」「近くのおとな・家・お店に助けを求める」等、自分の身を守る指導を行う。

(2) 熱中症予防対策

○学期中(夏季)は養護教諭が、夏季休業中は部活動顧問が、部活動前に“WBGT 指数”を確認。28を超える数値の際には、校内放送等で警戒・注意喚起の呼びかけを行う。

（体育館内・生徒棟1階にWBGT指数の測定器を設置）

○各クラスの保健委員が、毎朝水分補給の呼びかけを実施

○夏季の部活動実施については、活動前に給水を実施。また活動時には原則20分おきに休憩・給水を行わせる。

熱中症予防対策として、夏季の部活動実施時にはガーデンクーラー(ミスト)の設置および、体育館内にはスポットクーラーを設置する。また九州コクボからいただくロックアイス、製氷機で作った氷を練習または練習試合の際など必要に応じて提供する。

○「熱中症対応マニュアル(熱中症が疑われる場合の対応)」の掲示、及び「熱中症対応グッズ」を準備しており、有事には素早く・誰もが対応できるようにしている。

※管理場所は保健室内と給湯室の冷蔵庫上。

（理由：氷などの準備がすぐできるため）

○気温が35℃を超えるような時間の練習については原則控えさせる。

※夏季休業中の練習等は、12:00～14:30の間の練習は原則行わない。

※気温・室温・湿度等の数値、生徒一人ひとりの体調等から、総合的に判断していく。

(3) 負傷事故

①予想される危険と予防策（未然防止）

	予 想 さ れ る 事 項
怪我	①授業中の怪我（・体育での骨折、打撲、ねんざ等 ・技術、家庭科、美術等の怪我） ②休み時間の怪我（・遊びの中での転倒や衝突による打撲、切り傷、衝突、転倒、骨折） ③部活動中の怪我（・打撲、骨折、転倒、切り傷）
病	④登下校中及びその他（・車との接触、転倒 ・行事準備中の怪我）
気	①通常生活中的病気（・腹痛、発熱・頭痛の風邪症状悪化 ・体調不良 他） ②運動中の病気（・熱中症 ・心臓、頭部にかかる病気 ・発作） ③各種アレルギー（・アナフィラキシーショック）
予 防 策	①器具等の破損がないかの日常点検 ②AED、担架の位置の確認 ②実験・実習を行う前の安全指導 ③健康観察により、体調不良の場合は体育や部活動への参加を見合わせる ④準備運動を行う

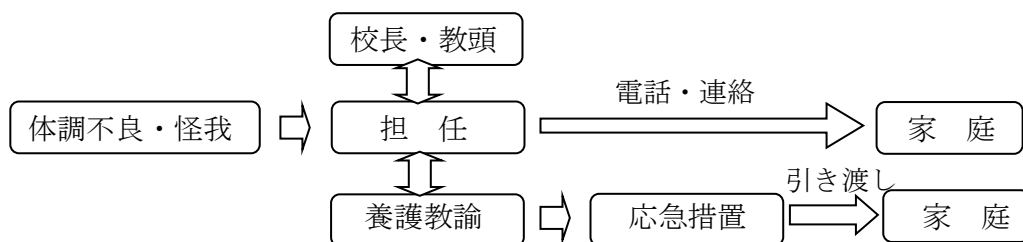
②事故発生時の対応

対応の流れ	具 体 的 対 応
事故の発生 ○関係者への報告	①事故の発生の報告をする ・授業中の場合、担任・授業者から職員室・養護教諭へ報告する。 ・授業外の場合、周囲の生徒・近くにいる教師から上記へ連絡する。
迅速な対応 ○応急処置 ○救急車要請 ○病院へ連絡	②迅速な対応を行う ・職員室の教師・養護教諭は、即座に事故現場に急行する。 ・怪我、状態に応じた応急処置をとる（養護教諭）。 ・命に係わる緊急時（大量出血、呼吸困難、意識障害、体が動かさない、重度の痙攣、吐血、胸・頭を強打）は即、緊急搬送を要請する。 ・けがの状況に応じて生徒の保護者へ連絡し、救急車要請・保護者の迎え等の対応を行う（担任・養護教諭）。※首からは必ず連絡 ・残った生徒の安全確保と指導体制との確保。
病院へ移送 ○付き添いと報告	③病院移送と診断、治療 ・搬送はタクシー利用または救急車要請→養護教諭または担任引率 ・診断終了 付き添い者→管理職に状況報告（必要に応じ市教委報告）
保護者への説明 ○該当保護者 ○全校保護者	④保護者への連絡及び対応 ・事実関係、状況、原因、学校の措置等を報告する。 ・状況に応じて家庭訪問を行い、誠意ある対応を行う。 ・状況に応じて、全校保護者会を開催し説明を行う。
関係機関への連絡及び報告	⑤関係機関への連絡・報告 ・速報後、経過報告を行う

③病気などの通常の保健室来室者の対応

- ・ 体調不良、疾病等がある場合「保健室利用カード」を利用して保健室へ。来室の様子を担任に報告する。
- ・ 早退や病院診療等の家庭連絡が必要な場合は、担任（養護教諭）が行う。

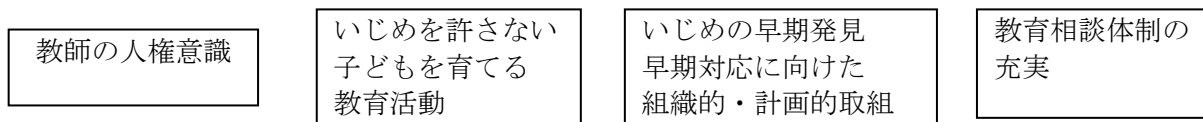
【生徒の家庭への引き渡し（早退・病院診療の場合）】



(4) いじめ問題対応マニュアル

①いじめの未然防止

■いじめを許さない学校・学年・学級づくり



未然防止の取組の重要性 —いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも大切である。
- ・「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方が必要である。すべての生徒に健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- ・いじめが起きないように努力をすること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考えを持つことが大切である。本当に求められる対応は、被害者を守るという意味だけの未然防止策だけではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策も求められている。

■いじめの未然防止に向けての手だて

○学年・学級経営の充実

- ・子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学年・学級を作る。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある集団作りに努める。
- ・正しい言葉づかいができる集団作りを行う。
 - いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「うざい」
 - ★「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いをさせない指導を日ごろから徹底する。
- ・**学年・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。(特に年度初めが肝心)**
- ・生徒の実態を、学年部会での情報交換や、欠席・遅刻・早退等の状況により把握する。
- ・学級担任は、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しを持ってすすめる。
- ・学級担任と子どもが、「なれあい」にならず、いじめの発生しにくい学級づくりに努める。

○授業における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子どもたちの学びあいを保障する。

○道徳教育の充実

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする授業の充実に努める。

○学級活動の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う授業を計画する。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化させるため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習をすすめる。
- ・人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を活用し、学習をすすめる。

○学校行事

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

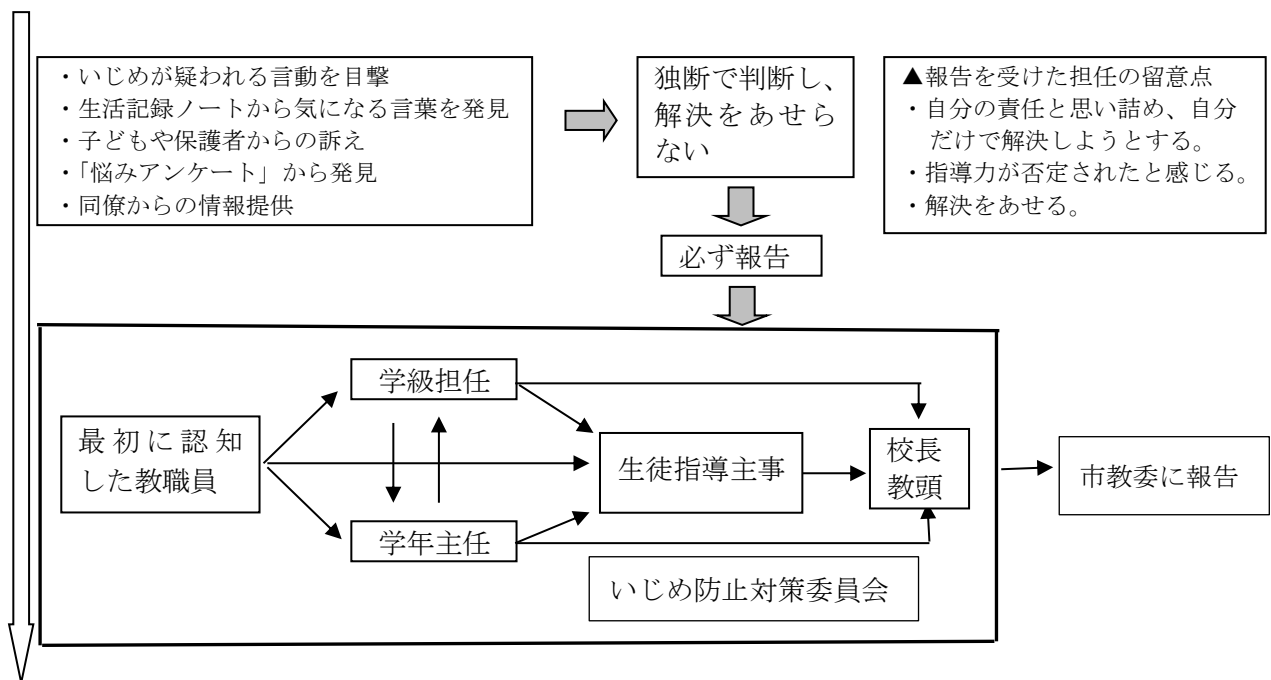
○生徒会活動の充実

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。
- (例)「いじめ防止アピール」「思いやりの心宣言」など

②いじめの発見から解決まで

■発見から指導、組織的対応の展開

I いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



II 対応チームの編成

↓ 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、学年教員、養護教諭、S C、部活動顧問等
★事案に応じて、柔軟に編成する。

III 対応方法の決定・役割分担

- 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- 対応方針
 - ・ 緊急度の確認、「自殺」「脅迫」「暴行」「不登校」等の危険度を確認
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- 役割分担
 - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当 ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・ 周囲の生徒と全体への指導担当 ・ 保護者への対応担当 ・ 関係機関への対応担当

IV 事実の究明と支援・指導

- 事実の究明
 - いじめの状況、きっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 - 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- ・ いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は人目に付かないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者からの情報提供に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・ 聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- ・ いじめられている子どもといじめている子どもの聴取は、別々の場所で行う。待機場所にも注意を払う。
- ・ いじめている子どもに対して、注意、叱責、説教だけで終わらないようにする。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導はせず、いじめられている子どもの心のケアを第一に考えた事実の究明を行う。
- ・ いじめている側に、ただ単に謝ることだけで終わらせないようにする。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導はせず、必ず教師と一緒にいる。

V いじめの被害者、加害者、周囲生徒への指導

●被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・ 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- ・ 学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ いじめられた子どもの心のケアを第一に考え、自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子どもの今後の付き合い方等、行動の行方を具体的に指導する。

- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝える（相談体制の確立）。
- ・いじめられた子どもの気持ちを第一に考え、いじめの原因が被害者にもあるような言い方は絶対にしない（してはならない）。

【経過観察】

- ・生活記録ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

● 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入り、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。また、行為に至った背景(過去にいじめられた経験はあるか等)も視野に入れて話を聞く。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ・生活記録ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ良さを認める。

● 周囲の生徒への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行う。

■保護者との連携

○ いじめられている子どもの保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援することを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過を伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・ 保護者からの訴えに対して真摯に受け止め、心配をかけた点については謝罪する。
- ・ いじめの原因が、いじめられている子どもにあるような思いを保護者にさせない。
- ・ 電話で簡単に対応せず、必ず家庭訪問を行う。

○ いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認を行う。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校では事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- ・ いじめの原因が保護者にあるような言い方をせず、相手の痛みがわかるような子どもへ成長するように協力を求める。
- ・ いじめの原因が、今までの子育てに関係があるような思いをさせない。

○ 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

■関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談する。 	日田市教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導方針や解決方法について相談する。 ・ 子どもや保護者への対応方法を相談する。 	大分県生徒指導推進室
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。 	児童相談所、日田警察署
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。 	スクールカウンセラー 児童相談所、市教育センター

(5) 教職員の事故関係について

①交通事故について

【交通事故】

- | | | | |
|---------|----------|----------|---------|
| ・指定速度違反 | ・法定速度違反 | ・業務上過失傷害 | ・酒気帯び運転 |
| ・飲酒運転 | ・業務上過失致死 | ・無免許運転 | |

I 交通事故発生時の対応

対 応 (流れ)	実際の具体的対応
事故(違反)発生 ・警察通報、被害者の救済 ・管理職へ報告	○事故(違反)を犯した場合は、当事者が対処・連絡を行う。 1)現場では、まず警察への届け出を怠らない。怪我等がある場合は、何をさておき人命救助にあたる。 2)管理職へ速やかに連絡・報告を行う。
事故の概要把握 ・本人との面会、確認 ・関係機関への訪問	○校長(教頭)は、事実関係の把握を行う 1)違反者(事故者)の指名、発生時刻、場所、加害・自損、事故内容 2)相手のある場合は、その氏名、所属名、年齢等 3)違反事故の概要(逮捕・拘留) → 校長を基本に対処
日田市教育庁へ報告 ・第一報 ・経過継続報告と対応	○事実確認後、日田市教育庁学校教育課へ報告 1)第一報をできるだけ早く電話・FAXで報告。 2)継続報告・正式報告を整理作成し提出する。 3)状況・内容によっては、報道対応準備。 ※対応窓口(教頭)
教職員への報告(集合)及び指導 ・生徒への説明 ・保護者説明会の開催準備 ・マスコミ対応	○教職員へ違反(事故)概要を説明する。また、サービスの在り方について指導する。※校長が行う。 ○内容に応じては、緊急の全校集会を開催し生徒へ事実及び今後の方向性を説明。また状況に応じては、緊急の保護者会を開催し説明。 1)全校生徒への説明 2)育友会への説明 3)マスコミへの対応(窓口は教頭 一本化) 4)事故当事者への指導 5)被害者への継続訪問

II 校長、教頭の対応

- ・ 日常から交通事故を起こさないよう、職員会議での服務規律研修、日常からの呼びかけを行うとともに、具体的な取り組みを強化し、教職員の意識啓発を図り指導する。
- ・ 事故(違反)発生時の管理職への事故の顛末報告を徹底させる(職員を守るため)。
※青切符違反も市教委へ報告する。
- ・ 報告を受けた内容については、教育委員会へ報告する。
- ・ 職場での交通事故再発防止のための最大限の取り組みを行う。

III 処分までの流れ

- 1) 本人より報告 …… 事情聴取・第一報報告
- 2) 事故報告書提出 …… 日田市教育庁学校教育課へ
※市教委経由で、県教委へ報告
- 3) 状況に応じて、県・市レベルでの処分が決定。

②体罰について

○体罰に対する基本方針

- 1) 体罰のない学校教育の実現を図る。
- 2) 体罰はいかなる事情があっても、加えることができない。「学校教育法 第11条」
- 3) 体罰は生徒の人権を侵すとともに、教師と生徒の信頼関係を失う行為であり、決して許されるものではない。

○体罰のない教育を

- 1) 体罰によらない指導の在り方について、校内研修を継続的に行う。
 - ・ 力ずくの指導が「厳しい指導」との誤解がないか。
 - ・ 部活動が過熱しすぎ、誤った指導・一方的な指導が行われていないか。
 - ・ 教職員の中に「愛情の下による体罰は許される」という雰囲気は今も残っていないか。
- 2) 殴る、蹴るなどの暴力は、いかなる場合でも「体罰」であり犯罪であることを、常に忘れることなく意識し合う。

③スクールセクハラ対応について

○学校における留意事項

処罰規定がない倍でも、信用失墜行為や公務員としての非違行為に該当し、当然懲戒処分の対象となりえる。学校の間人関係と不可分であり、個人により、また立場により考え方・受け止め方の違いもあり、細心の注意を払う必要がある。

○具体的なセクハラ行為…男女関係なく加害者になりうる

- ・ 性的な言動。
- ・ 容姿や体型に関わる、過剰な反応や言動。
- ・ 性的な雑誌や刊行物を職場で見たり、必要のない場面で話題にしたりすること。
- ・ 相手が嫌がっているのにプライバシーに関わることをしつこく聞いたり、周りに言ったりすること。
- ・ その他常識の範囲内で不快とを感じるようなこと。

○スクールセクハラ予防の研修

- ・ 計画的な研修に加えて、新聞記事やテキスト等を用いて定期的に行う。しかし、校内での具体的な例での注意喚起は、当事者がいることで難しい面も多く、外部講師に依頼して行うなどの工夫をする。

○スクールセクハラ等の行為が発生、または目撃された場合

- ・ 速やかに管理職に報告し、対応策を講じる。
- ・ 「校内スクールセクハラ相談窓口及び利用」について、生徒・教職員に周知する。
※相談窓口（教頭・養護教諭・生徒指導主任）
- ・ 当事者が管理職だったりする場合は、学校を直接管理する市教育庁に報告する。

3 災害種別対応

(1) 大地震発生時

① 基本的な考え方（生徒が学校に登校しているとき）

震度	発生直後	安全確認前	安全確認後
震度 5 弱	・授業中断 一次避難 ・状況に応じて二次避難	生徒を学校に待機させ、情報収集する。	状況により学校・授業を再開するか下校させるかを判断する。
震度 5 強 6 弱	・授業中断 一次避難 ・引き続き 二次避難		校舎、敷地内、通学路の安全点検を行い下校させる。 ※被害の状況によっては学校待機
震度 6 強	(一次→二次避難場所へ)		

②避難の具体的方法

	生徒の行動	教職員の動き
一次避難	机の下にもぐる	身を守るように明確な指示・指導を行う。 職員室にいる教頭または生徒指導主事(教職員)が校内放送で指示を行う。
二次避難	揺れが収まって1分後に行動 「おはしも」の徹底 1次→2次避難場所で待機	冷静に指示を行い、2次避難場所(グラウンド)に避難させる。状況に応じて2次避難所(駐車場等)で待機。 人員点呼、けが等の有無の確認→報告

○学級・学年毎に指定場所へ移動・集合・整列、学級担任が点呼

○点呼確認順 「担任」→「学年長」→「教頭」→「校長」

〈お〉…押さない 〈は〉…走らない 〈し〉…しゃべらない 〈も〉…もどらない

③安全が確認できない場合

- ・生徒は学校内の安全が確保されている、「教室・体育館」で待機させる。
- ・携帯配信メールやホームページで避難状況を発信。

④登校中の対応

震 度	対 応 (原則自主対応)
震度 4 まで	○まずは危険を回避。その後、情報を周囲から聞き安全に気をつけて登校する。
震度 5 以上	○頭を守り、周囲の状況から自分で判断し、行動 ○自分のいる場所から帰宅・登校、また近くの家へ避難するか判断して行動。 ※安全確保後、必ず学校に安否確認の連絡を入れることを試みる。

⑤地震防災対策要員の動員（非常招集）

震 度	呼集による動員	勤務時間内	勤務時間外
震度 5 強	校長、教頭、第1次参集者	ただちに配備	管理職の指示により出勤
震度 6 以上	全教職員	ただちに配備	出勤可能な職員が出向き、配備につく

★本校災害時優先電話番号 0973-23-6275

(2) 台風・大雨（水害）・積雪による災害発生時

① 学校管理下において

<p>迅速 正確な 情報 収集</p>	<p>○ 校内における安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭・生徒指導主事・学年部教職員で校舎内外を点検、また担任は生徒の教室待機、また事後の対応についての指導を徹底する。 ※落ち着いた対応をこころがけさせる。 <u>「押さない・走らない・しゃべらない・戻らない・近づかない」</u> <p>○ 安全な下校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報（雨雲レーダー）・市避難情報等を整理して共有、全体に確実に周知する。 ・事前に職員が校区内に出向き、通学路を中心とした危険個所を確認する。 ・町内委員長や自治会役員に連絡をとり、各町内の状況を把握する。 ・市教育委員会に自校の対応について報告、また近隣小学校・中学校・高等学校と安全下校について情報交換を行う。 ・状況に応じて安全下校を指導する個所と職員配置を準備する。 ・日田市学校情報携帯メールにて、保護者・地域に情報を配信し周知する。
<p>的確な 判断</p>	<p>○ 校内における安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報・市避難情報等から生徒を2階以上校舎等安全な場所で待機させる。 ・生徒の安全確保を第一に考え、下校をさせるか、また学校待機させるか、さらには保護者に迎えを依頼し、確実な引き渡しを行って下校させるかを判断し対応する。 <p>○ 安全な下校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発令されていれば、必ず学校待機とする。 ・気象情報・市避難情報等を整理して、安全・確実な下校時間を決定する。 ・町内委員長や自治会役員に連絡をとり各町内の状況を再度確認する。 ・状況に応じて三隈川・高瀬川の付近の道路に職員を配置して安全指導を実施する。 <p>※ <u>保護者への引渡しについて、以下のことを事前に保護者に確認しておく。</u></p> <p>◆避難勧告、避難指示発令中の地域に住む生徒については、原則下校させずに学校に待機させておく。その上で、保護者が迎えに来た場合には、避難情報や避難場所について説明した上で、確実な引渡しを行う。</p>
<p>迅速 確実な 伝達</p>	<p>○保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、<u>配信メール</u>で連絡を行う。状況に応じては、個人電話（緊急連絡先）への直接連絡で周知する。 ・学校情報携帯メールを利用して、学校の対応・生徒の安全確保・下校の時間や学校待機、緊急時引き渡し等を知らせる。 <p>※ <u>生徒の安全な登校について、以下のことを事前に保護者に確認しておく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの連絡が不通となった場合は、保護者が迎えに来るまでは、生徒は下校させずに学校で待機させておくこと。

② 学校管理下以外：当日早朝（前日も含む）

<p>迅速正確な情報収集</p>	<p>前日 校長が台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、休校の準備をする。 あわせて校長は近隣小学校や中学校と情報を交換する。 教頭は校長の指示をうけ、気象情報・市避難状況を整理するとともに、可能な範囲で校区内に職員を巡回に派遣する。</p> <p>当日朝 校長・教頭・生徒指導主事は学校で情報を収集する。 教頭は地区の町内委員長に電話連絡をし、各町内の状況を把握する。 校長は近隣小学校や中学校と情報を交換する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>気象情報（大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等） ・テレビ（データ放送）、インターネット、雨雲レーダー、携帯電話、ラジオ</p> <p>市避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示） ・日田市ホームページ、ひた防災メール、町内放送（防災無線）</p> <p>通学路安全点検(地域の情報)等 ・電話での聞取（町内委員長、自治会長等）、教職員や役員等による巡回</p> </div>
<p>的確な判断</p>	<p>前日 校長が台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、臨時休業を決定する。 <u>※市教委に連絡</u> 教頭は保護者への通知を準備するとともに、生徒への連絡内容を確認する。 生徒指導主事は下校時・休校時の生活について全校放送を準備する</p> <p>当日朝 校長が台風接近予報・暴風警報・大雨洪水警報発令により、6:00 に状況に応じて臨時休業を決定。<u>※市教委に連絡</u> 職員連絡により休校を伝えるとともに、緊急連絡体制を確認し準備する。</p>
<p>迅速確実な伝達</p>	<p>前日 教頭が保護者あて通知文書を作成。担任は通知文書をもとに学級指導をする。生徒指導主事は全校放送で臨時休校中の注意等を確認する。<u>学校情報携帯メールを送信し、学校ホームページでも公開する。</u></p> <p>当日朝 職員連絡後、<u>学校情報メールで臨時休業を確実に周知する。</u></p> <p><u>※ 児童・生徒の安全な登校について、以下のことを事前に保護者に確認しておく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの休校等の連絡が無くても、危険が予測される場合は、保護者の判断で個人又は地域で登校を控えさせる。その際、必ず学校まで連絡させる。 <p style="text-align: right;">※欠席扱いにはならない</p>

(3) 火災発生時の対応

①火災発生時の教師の基本的な姿勢

- I 火災報知機がなったら、まず場所を確認し、状況を把握する。
- II 火元を確認し、火元から遠い出入り口を放送（口頭）で指示し、生徒を誘導する。
- III 煙が発生する機会が多いので、低い姿勢で、ハンカチ、タオルを口に当てさせる。
- IV 避難時は、絶対に走らない。『お・は・し・も』の徹底。
- V 避難場所はグラウンド中央部。避難した生徒たちを落ち着かせ、人員点呼を行う。

②火災発生時の具体的な避難行動

I 授業中に校内で火災が発生した場合	
【校内放送】 「緊急放送です。ただ今学校内で火災が発生しました。●●から出火しています。生徒の皆さんは〇〇を通り、グラウンドに避難してください。」	
<p>〈教室〉教職員…生徒掌握・指示</p> <p>1) 火災を確認したら、まずは生徒の安全を確保し、インターフォン等で職員室に連絡。→現場確認 ※管理職・職員に連絡</p> <p>2) 火災報知機→火災発生放送終了後、生徒に具体的な避難指示・廊下整列、避難を開始させる。</p> <p>3) 消防署へ通報、市教委連絡。初期消火。</p> <p>4) 搬出物の運搬。</p> <p>〔避難した後の動き〕</p> <p>1) 災害対策本部設置（本部長・校長）。</p> <p>2) 避難生徒の確認、負傷者の手当、病院連絡。</p> <p>3) 保護者への連絡（緊急連絡網・配信メール）。</p>	<p>①静かにさせて、校内アナウンスを確認させる。</p> <p>②指示に従い、避難誘導。</p> <p>③姿勢を低くして、ハンカチ、タオルを口・鼻にあてる。</p> <p>④避難集合場所に到着後、点呼・そして生徒を落ち着かせる。</p>
II 休み時間に校内で火災が発生した場合	
【校内放送】 「緊急放送です。ただ今学校内で火災が発生しました。●●から出火しています。危険ですので生徒の皆さんは〇〇付近を避けて▲▲を通りグラウンドに避難してください。」	
<p>教職員…生徒掌握 職員室…情報収集</p> <p>1) 火災を確認したら、まずは生徒の安全を確保し、インターフォン等で職員室に連絡。→現場確認 ※管理職・職員に連絡</p> <p>2) 火災報知機→火災発生放送終了後、生徒に具体的な避難指示・廊下整列、避難を開始させる。</p> <p>3) 消防署へ通報、市教委連絡。初期消火。</p> <p>4) 職員は</p> <p>〔避難した後の動き〕</p> <p>1) 災害対策本部設置（本部長・校長）。</p> <p>2) 避難生徒の確認、負傷者の手当、病院連絡。</p> <p>3) 保護者への連絡（緊急連絡網・配信メール）。</p>	<p>1) 静かにさせて、校内アナウンスを確認させる。</p> <p>2) 指示に従い、避難誘導。</p> <p>3) 姿勢を低くして、ハンカチ、タオルを口・鼻にあてる。</p> <p>4) 避難集合場所に到着後、点呼・そして生徒を落ち着かせる。</p>

4 教職員在校時外の災害対策マニュアル ※2016.4の熊本地震を受けて設置

地震発生

教職員の招集

- 校長は震度5強で教頭・教務主任に、6以上で全教職員に出勤を命じる(可能なもの)

学校対策本部を設置

生徒・教職員の安否確認

- 生徒…学校と保護者が生徒の安否・所在の確認ができる連絡体制を整えておく。(配信メール送信・緊急家庭連絡等)

被害状況の把握

- 学校施設・通学路等の点検
・教頭…全体 ・各学年長…校区の道路状況把握
- 危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応

被害情報の収集

- 報道機関等から地震の規模・余震の可能性と規模等二次災害の危険性の情報収集
- 地域や校区の被害状況・危険箇所等関係機関への連絡

教育委員会への報告

- 生徒・教職員の安否、学校施設・通学路等の状況を報告、学校の指示事項確認、状況によって登校時間の繰り下げや臨時休校の措置をする。

外部との対応

- 校区の小中学校の対応・近隣中学校の対応の確認と情報交換
- 校区の避難状況の把握

避難所の開設・運営支援

- 市役所から避難所開設の要請があった場合、管理職・教務主任(場合によっては全教職員)が対応にあたる。

【対応】

- ・避難所開放区域を明示の上、避難所開設を承認。避難者想定数・解錠箇所・管理責任者の派遣に関する必要事項の確認。
- ・生徒在校時…避難所を開設することを周知し、生徒の安全確認・避難受け入れ体制を準備
- ・生徒在校時外…管理職が学校へ参集。解放区域を解錠し、状況により教職員を招集。
教育委員会に避難所の開設を報告し、臨時休校との措置について協議。

5 保護者との連絡体制（上記と関連する）※2016.4の熊本地震を受けて設置

（1）連絡・通信体制

情報収集・配信	<p>○ 安全な登下校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内委員長や自治会役員に連絡をとり、各町内の状況を把握する。 ・市教育委員会に自校の対応について報告、また近隣小学校・中学校・高等学校と安全下校について情報交換を行う。 ・安全下校を指導する個所と職員配置を準備する。 ・日田市学校情報携帯メールにて、保護者・地域に情報を配信し周知する。
的確な判断	<p>○ 校内における安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長が生徒の安全確保を第一に考え、下校をさせるか、また学校待機させるか、さらには保護者に迎えを依頼し、確実な引き渡しを行って下校させるかを判断する。 <p>○ 安全な下校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度5以上の地震</u>・記録的短時間大雨情報・土砂災害警戒情報が発令されていれば、必ず学校待機とする。 ※ <u>保護者への引渡しについて、以下のことを事前に保護者に確認しておく。</u> ◆避難勧告、避難指示発令中の地域に住む生徒については、<u>原則下校させずに学校に待機（体育館：避難所）させておく。</u>（その上で、保護者が迎えに来た場合には、避難情報や避難場所について説明した上で、確実な引渡しを行う。
迅速確実な伝達	<p>○保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、<u>配信メール</u>で連絡を行う。状況に応じては、個人電話（緊急連絡先）への直接連絡で周知する。 ・学校情報携帯メールを利用して、学校の対応や学校待機等を知らせる。 ※ <u>生徒の安全な登校について、以下のことを事前に保護者に確認しておく。</u> ・学校からの連絡が不通となった場合は、保護者が迎えに来るまでは、生徒は下校させずに学校で待機させておくこと。

（2）引き渡しと待機のルール化

※判断については上記に記載。

- ・家庭の状況により保護者と連絡が取れない場合や、保護者の来校がすぐには困難である場合は、避難場所に待機させる。（送っては行かない）
- ・不安を訴える生徒に対しては、心のケアができるように担任・学年部・養護教諭が連携を取る。また、むやみに騒がないように生徒指導主事・学年部が連携を取り指導する。

①待機場所 …体育館・グラウンド（複数設置し、状況により判断）
生徒の掌握は学年部が行う。（生徒指導主事がリーダー）

②保護者誘導 …グラウンドから避難場所へ。
職員が正門とグラウンドに立ち、保護者を誘導。

③学校外（校外学習等）での引き渡しについて
※学校で引き渡す場合と、校外で引き渡す場合のどちらが安全かを管理職と協議し判断。
※教育委員会に連絡。

6 問題行動に対する指導と対応マニュアル

	日常の指導と対応	問題発生時の対応	事後の指導と対応
き ま り を 守 ら な い 場 合	<p>◎学年・学級をこえた立場で、きまりを守っていないところを見かけたらその場で注意し、担任に連絡する 《見逃し・見落としのない指導》</p> <p>◎学級で討議(学活)させ、指導する。 ①集団生活を営む上ではルールを守る義務があることを理解させる。 ②きまりは「自己を守る」ということを理解させる。 ③きまりを守ることは「なかまを大切にすることだと理解させる。」</p>	<p>◎身なり等の違反→保護者に改善の要求</p> <p>◎遅刻→時間を守ることの大切さを理解させて軽い作業や学習等をさせ反省させる</p> <p>◎交通違反→交通事故の怖さ、交通ルールの大切さを理解させる。 (重大事故防止のため自転車を預かることもある)</p> <p>◎特別な場合 ①学級討議をさせる。 ②学年の全職員で指導する。</p>	<p>◎個別指導を継続する ①日記指導 ②教育相談</p> <p>◎特別な場合 ①保護者と家庭訪問等で連絡を取り、改善のために処置を依頼する。 ②全校・学年集会を開き全生徒に訴える。 ③反省文を書かせる。</p>
け ん か ・ 暴 力 事 件 の 場 合	<p>◎仲間割れやグループの対立等はないかと言った日常的な観察をする。</p> <p>◎学校内外の死角となる場を知り、継続して観察をする。(1階のトイレ・体育館)</p> <p>◎前兆を早期に発見し、未然に防ぐ。</p> <p>◎道徳・学級指導等を通して「思いやり」や「正義感」を育てる。</p> <p>◎他校生との交友・対立については、交友関係をつかみ、それぞれの学校の生徒指導担当で連絡を取り合い、未然に事故を防ぐように指導する。</p>	<p>◎発見者は、学年長・学級担任・生徒指導担当に報告し、学年長を中心に対応に当たる。</p> <p>◎怪我があれば、発見者は早急に保健室で治療を受けさせる。</p> <p>◎双方の言い分を聞き、原因を究明する。</p> <p>◎公平な判断で善悪を正し、話し合いで事後の争いがないように和解させる。</p> <p>◎他校との暴力事件は、生徒指導担当を中心に、関係校と原因の究明・事後処理等について連絡を取り合う。場合によっては関係機関と連絡をとる。</p>	<p>◎事実を双方の保護者に連絡し、怪我の状況によっては来校を求めたり、家庭訪問をして謝罪や弁済の措置をとる。学年長・学級担任・生徒指導担当が対応する。</p> <p>◎学級担任を中心に事後の関係を観察する。</p> <p>◎他校との暴力事件では、加害者の場合は、親子・学年長・学級担任・生徒指導担当等で謝罪訪問する。</p>
喫 煙 ・ 飲 酒 ・ 薬 物	<p>◎学級指導や保健授業、学年・全校集会の中で継続的に指導していく。</p> <p>◎学校内外の死角となる場所を巡視しチェックする。</p> <p>◎気になる生徒の言動を通して観察する。</p> <p>◎諸調査やアンケート調査で早期発見に努める。</p> <p>◎育友会等の会合を通して、現状を訴え保護者の協力を得る。</p>	<p>◎発見者は、学年長・学級担任・生徒指導担当に報告し、学年長を中心に対応に当たる。</p> <p>◎事実調査を厳しく、きめ細やかに実施する。複数の場合は個別に聞く。</p> <p>◎保護者に連絡し、家庭訪問あるいは来校を求め、指導への協力を得る。学年長・学級担任・生徒指導担当が対応する。</p> <p>◎弊害について科学的に理解させる。</p> <p>◎違法であることを分からせ、正常化を図る。場合によっては、関係機関と連携する。</p>	<p>◎反省文・誓約文を書かせる。</p> <p>◎継続して個別指導する。 (日記指導等)</p> <p>◎部活動顧問と協力して、事後の指導に当たる。</p> <p>◎保護者と連携を密にし、家庭訪問等を定期的にする。</p> <p>◎販売した店舗への連絡・指導</p>
異 性 交 遊	<p>◎性教育や教育相談を活用し、中学生としての交際範囲・程度を機会あるごとに指導する。</p> <p>◎学習成績の低下や浮ついた言動が見られる場合は、早急に保護者と連絡をとる。</p>	<p>◎担任と納得がいくまで話し合う。</p> <p>◎保護者へ連絡し、問題によっては関係学年職員や生徒指導担当・養護教諭の協力を求め、プライバシー保護に配慮しながら解決する。</p>	<p>◎けじめのある交際のあり方を日記指導等を通して指導する。</p> <p>◎保護者と連携を図る。</p>

窃盗等の場合	<p>◎日常の生活行動の観察を大事にし、変化に気がいたら家庭と連絡をとり情報を得る。</p> <p>①友人関係に変化が現れ、言動が派手になった場合。</p> <p>②親が買い与えてない品物を持っている。友達と品物を交換する。友達に品物を与えることがよくある。</p> <p>◎全校集会・学年集会等で窃盗行為の重大性を適宜指導する。</p>	<p>◎店舗等から窃盗の連絡があった場合は、学年長・学級担任・生徒指導担当に報告し、生徒を引き取りに行く。</p> <p>◎事実調査を過去も含め厳しく行う。</p> <p>◎保護者の来校を求め、事実説明と社会的重大性について話す。</p> <p>◎全盗品を提出させる。</p> <p>◎本人と保護者・学級担任・生徒指導担当で謝罪に行き、弁償・買い取りをする。買い取った品物については、保護者の了解を得て処分する。</p> <p>◎再犯が続く場合は、関係機関と連携を図る。</p>	<p>◎反省文・誓約文を書かせる。</p> <p>◎継続して家庭と連絡を取り合う。</p> <p>◎全校・学年集会・学級指導の中で全生徒に指導する。</p>
家出の場合	<p>◎元気がない等の前兆が見られることが多いので、日常の観察をしっかり行う。もし、前兆らしきものが見られたら、保護者と連絡をとり相談する。</p> <p>◎無断欠席の生徒については、朝のうちに必ず保護者と連絡をとり、事故防止に努める。</p>	<p>◎校長・学年長・学級担任・生徒指導担当に報告し、学年体制(場合によっては全校体制)で対処する。</p> <p>◎保護者に来校を求め、家庭訪問を行い、原因を究明し対策を考える。</p> <p>◎学年職員全員(全職員)で捜索に当たる。</p> <p>◎支障のない範囲で関係生徒に動向を聞き情報を得る。</p> <p>◎関係機関に連絡し、捜索願を提出してもらう。</p> <p>◎発見された場合、家庭で休ませ落ち着かせる。後に動機・経過等について調査する。</p>	<p>◎継続的に指導する。</p> <p>①問題によっては、関係諸機関の指導・助言を得る。</p> <p>②場合によっては、保護者に送迎をしてもらう。</p> <p>③悩みや相談に対して、真剣に対応する。</p> <p>④家庭に問題がある場合は、保護者と話し合いを持ち、改善を図ってもらう。</p>
外泊をした場合	<p>◎日常の生活行動を大事にし、変化に気づいたら、保護者と連絡をとる。</p> <p>◎たまり場や外泊場所になりそうなところは日頃からチェックしておく。</p> <p>◎外泊を許さないように保護者に対して、育友会等で徹底させる。</p>	<p>◎事実関係をしっかり調査する。複数の場合は個別に調査する。</p> <p>◎関係生徒の保護者に家庭訪問等で事実を説明し、反省と注意を促す。</p> <p>◎反省文を書かせる。</p> <p>◎保護者どうし、外泊をさせない指導を確認する。</p>	<p>◎継続して個別指導する。</p> <p>◎家庭と定期的に連絡をとる。</p> <p>◎たまり場になっている場合は、定期的に家庭訪問する。</p>
欠課・怠学の場合	<p>◎日常の学習活動・学習意欲の観察を大事にし、変化に気づいたら学級担任と連絡をとる。</p> <p>①学習用具・課題の忘れ物が多くなったとき。</p> <p>②私語が多くなったり、学習意欲が低下し授業に参加していないことが多くなったとき。</p> <p>◎教科担任は欠課者の確認を必ずとる。</p> <p>◎欠席の場合は保護者に欠席理由を必ず確認する。</p>	<p>◎無連絡欠席の場合は、必ず保護者に連絡し、欠席理由を確認する。</p> <p>◎怠学が判明したら、直ちに家庭訪問をし、登校を促す。</p> <p>◎欠課が判明したら、直ちに職員室に連絡し、在室の職員で校内を探す。</p> <p>①見つけた場合は授業に戻し、放課後事情を聞く。</p> <p>②校内にいない場合は家庭に連絡し、該当学年を中心に校外を探す。</p> <p>◎家庭訪問、あるいは保護者に来校を求め、事情の説明と事後の指導を協議する。</p>	<p>◎個別指導と教育相談を実施する。</p> <p>◎保護者と定期的に連絡をとる。</p> <p>◎状況により、相談室で学習させる。</p>

紛失・盗難	<p>◎ unnecessary 金品を持参しないように指導する。</p> <p>◎ 持ち物の記名指導を徹底する。</p>	<p>◎ 紛失した場合、班・学級・学年全体で探す。場合によっては全校生徒に呼びかける。</p> <p>◎ 家庭に事情を説明。</p> <p>◎ 問題によっては関係機関に連絡する。</p>	<p>◎ 学級・学年の問題として受け止めさせる。</p> <p>◎ 授業中・昼休み・放課後の巡回を実施する。</p>
教師への反抗・暴力の場合	<p>◎ <u>日常の変化に気づいたら、見逃さないで指導する。(敬語でなくなるなど)</u></p> <p>◎ 日常的に生徒の反抗・暴力を誘発するような逸脱した言動がないよう心がける。</p> <p>◎ ふれあい・教育相談等で、心を開かせる機会を多く持ち、生徒理解に努める。</p> <p>◎ 学校・家庭・地域が一体となり、非行防止に対する協力体制を強化する。</p>	<p>◎ 生徒が反抗したり、暴力をふるう場合、当該教師は毅然とした態度で指導する。応援を求め、(大声で指導するなど)複数で対応する。</p> <p>◎ 気がついた職員は、職員室に連絡し、在室の全職員が現場に行き指導に当たる。</p> <p>① 該当生徒が複数の場合は、個別に指導する。</p> <p>② 一般生徒を周りに遠ざけ、動揺させないように指導する。</p> <p>◎ 保護者の来校を求め、状況を説明し今後の協力を依頼する。</p> <p>① 該当生徒に謝罪させ、反省させる。</p> <p>② 誓約文を書かせ提出させる。</p> <p>◎ 関係機関の協力を要請する。</p>	<p>◎ 基本的には、関係機関に連絡し、対応を協議する。</p> <p>◎ 場合により、出席停止の措置をとる。</p> <p>◎ 原因を究明し、解決を図る。</p> <p>◎ 個別指導を継続して行う。</p> <p>◎ 保護者との連携を密にする。</p>
不登校	<p>◎ <u>連続して、または度々欠席する場合は、家庭訪問をして保護者に家庭での状況を聞く。(2日連続・休日明け)</u></p> <p>◎ 担任・副担任等が連携して家庭訪問し、生徒との信頼関係を構築する。</p>	<p>◎ 早期対応を心がけ、学年長・副担任と連携して指導に当たる。</p> <p>◎ 原因を究明し、適切な対策を施す。状況を見て、登校を促す。</p> <p>◎ 長期にわたることも考慮し学年職員で協力体制を組む。</p> <p>◎ 登校しても教室に入れない状況の場合は、別室学習の措置をとる。</p>	<p>◎ 学級担任・副担任を中心に家庭訪問を実施し、本人・保護者との信頼関係をつくる。</p> <p>◎ 温かく迎えることができる学級づくりに努める。</p>
携帯電話(各種通信機器)	<p>◎ 保護者に持たせない協力を得る。持たせる場合は、フィルタリングや使用方法についてのルールを作るよう促す。</p> <p>◎ 学校に持参させない指導を行う。保護者に対し、日田市小中学校全体の決まりであることを認識させる。</p>	<p>◎ 校内の持ち込みが発覚した時はその場で没収し、学年長・学級担任・生徒指導担当に報告し、その日に保護者に連絡をして返却する。</p> <p>◎ SNSへの個人を誹謗・中傷する内容の書き込み情報が発覚した場合、</p> <p>① 学年部で事実確認</p> <p>② プリントアウトするなどし保存</p> <p>③ 消去は、保護者または担任の立会いのもとでさせる。</p>	<p>◎ 全校・学年集会・学級指導の中で全生徒に指導する。</p> <p>◎ 持ち込みが続く場合、反省文や日記指導で自己の行いを見直させる。</p> <p>◎ ネットトラブルに関しては、いじめ対応マニュアルを参考に指導する。</p>
カンニング	<p>◎ テストに対する受け方指導を徹底する。</p> <p>◎ テスト監督は、カンニングをさせないような監督を行う。</p>	<p>◎ カンニングが発覚した場合</p> <p>・そのテストの結果は()書きで0点にはしない。順位についても()書き</p> <p>・1回目は保護者連絡は電話で良いが、頻りに続く場合は、必要に応じて家庭訪問も行う。</p>	<p>◎ テストは実力で受けることの意味を教える。</p> <p>◎ 不正行為を恥じる心を育てる。</p>

令和8年度 火災予防のための管理体制

日田市教育委員会
日田市教育事務所

校長

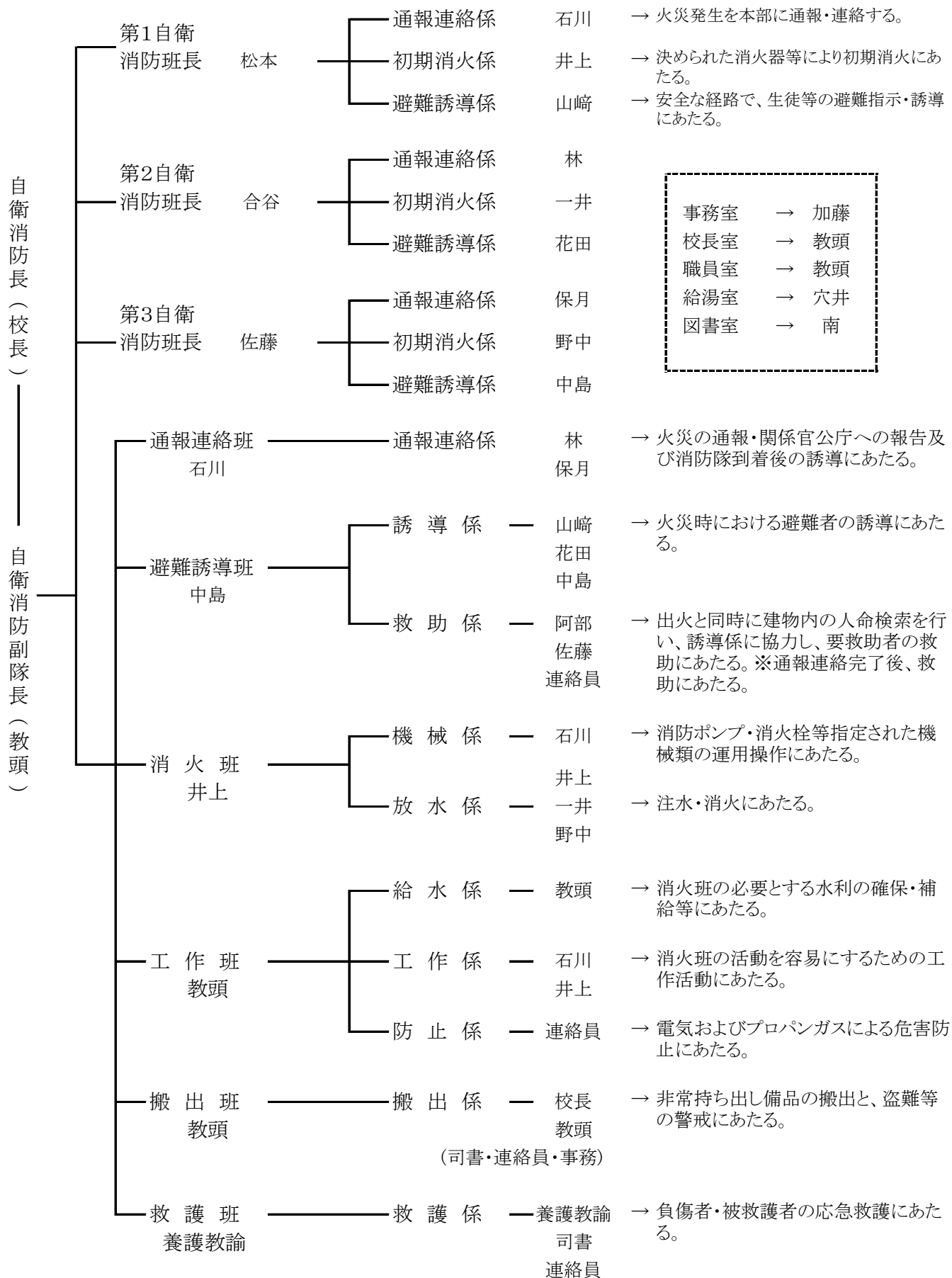
日田警察署
日田消防署

防火対策委員会

校長
教頭
学年主任

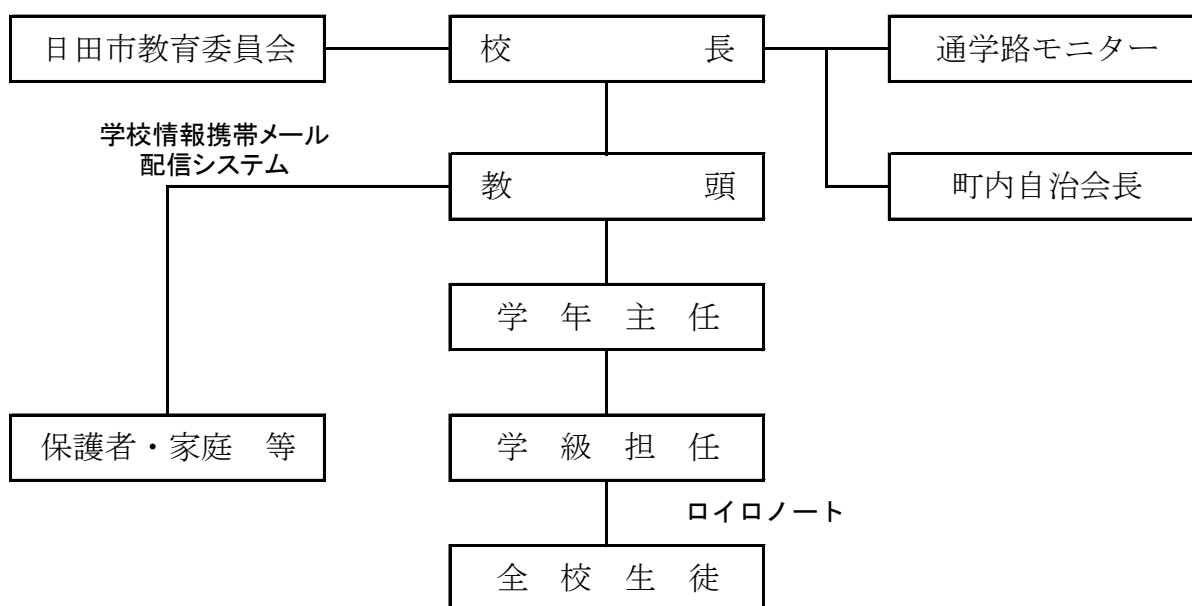
場 所	教 室 名	火 元 責 任 者	
教室棟（新館）	3 階	少人数教室	松本 晴美【1年学年主任】
		1年各教室	松本 晴美・各担任
		音楽室・音楽準備室	合谷 公子
		倉 庫	教頭
	2 階	少人数教室	合谷 公子【2年学年主任】
		2年各教室	合谷 公子・各担任
		美 術 室	林 奈史
		倉 庫	教頭
	1 階	少人数教室	佐藤 つゆか【3年学年主任】
		3年各教室	佐藤 つゆか・各担任
		調理室・家庭科室	一井 浩美
		コンテナ室	教頭・連絡員
倉 庫		教頭	
管理棟（本館）	3 階	技 術 室	保月 慧汰
		コンピュータ室	保月 慧汰
		図 書 室	図書館司書
	2 階	学習室	特別支援担任
		第1・2理科室	石川 琴美
		理科準備室	石川 琴美
	1 階	保 健 室	阿部 史佳
		職 員 室	教 頭
		会 議 室	教 頭
		校 長 室	教 頭
		事 務 室	事務職員
		放 送 室	石川 琴美
		印 刷 室	教頭
		休 憩 室	教頭・連絡員
給 湯 室	連絡員		
体 育 館		松本 晴美	
柔剣道場	剣 道 場	松本 晴美	
	柔 道 場	松本 晴美	

出火時における自衛消防体制



緊急災害時における対策

1. 緊急災害時における連絡体制



通学路モニター名簿（町内委員）

町名	氏名	町名	氏名
南部町	自治会長	京町	溝口真美
大日町	木下仁	若宮町	梅木朋美
串川町	自治会長	川原町	後藤敏久
八幡町	藤原正弥	東町 1	合谷悦子
大宮町	財津恵美	東町 2	木村ひづる
琴平町	松尾美穂	中央 3	加藤千恵
誠和町	櫻木彩美	大和町	合原万貴
高瀬本町	小田真由美	三隈町	森理恵
上野町	末金かほり	堀田町	佐藤和枝
銭淵町	長谷部麻未	中ノ島町	杉山太一郎

令和8年度 学校安全計画

安全目標 防災意識を高め、健康で安全な生活習慣を主体的に身につけようとする生徒の育成

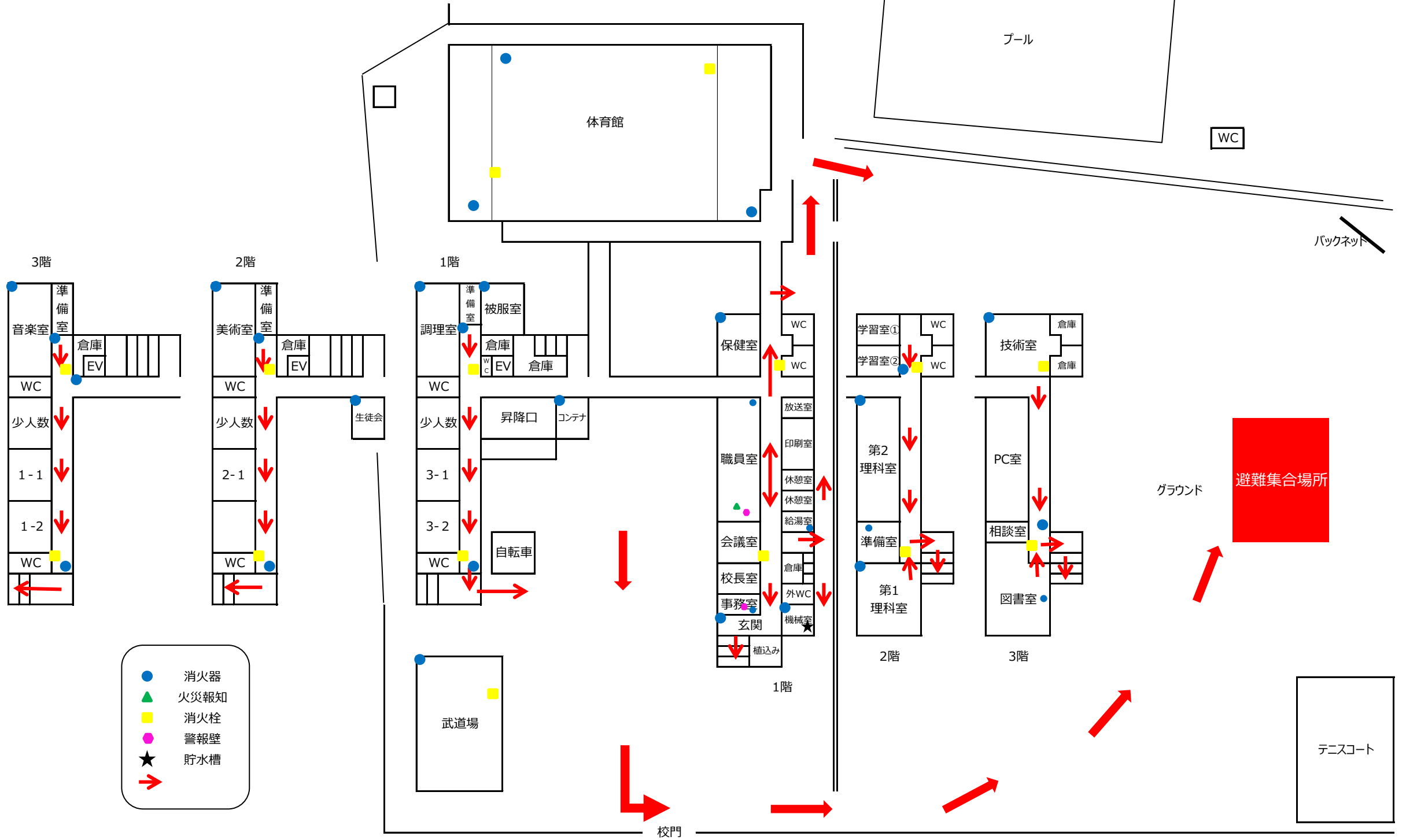
	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全目標	登下校時の安全を考えよう	防災意識を高めよう	水の事故を防ごう	夏休みを安全に過ごそう	運動時の安全を考えた行動をしよう	交通ルールを守り安全な登下校をしよう	冬の安全な過ごし方を考えよう	暖房器具使用時の安全を考えよう	冬季の登下校時の安全に気をつけよう	校舎内での安全な過ごし方を考えよう	1年の安全を振り返ろう
学校行事	入学式 新入生を迎える会 自転車通学生集会・安全教室 配信メール稼働訓練	緊急時引渡訓練 若鷹祭 教育面談	教育合宿(1年)	防犯訓練(不審者侵入対応)		朱雀祭		避難訓練(火災) 生徒総会 修学旅行(2年)			卒業式 避難訓練(地震)
安全指導・安全学習	ふれあい登校・下校指導 春の交通安全指導 自転車ヘルメット着用指導	ふれあい登校・下校指導 自転車の安全 連休・観光祭の過ごし方 教育合宿事前指導 熱中症予防指導	ふれあい登校・下校指導 梅雨期の安全	ふれあい登校・下校指導 水泳時安全指導 祇園の過ごし方 夏休みの過ごし方	ふれあい登校・下校指導 新人戦前の安全 放生会の過ごし方	ふれあい登校・下校指導 秋の交通安全指導 文化祭準備の安全	ふれあい登校・下校指導 天領祭の過ごし方 修学旅行事前指導	ふれあい登校・下校指導 冬季交通安全指導 暖房器具の安全な取り扱い	ふれあい登校・下校指導 暖房器具の安全な取り扱い	ふれあい登校・下校指導 暖房器具の安全な取り扱い	ふれあい登校・下校指導 安全指導まとめ
部活動	部活動紹介・入部手続き	部活動生集会	市中体連総体	県中体連県総体	中体連新人戦	市駅伝大会	基礎体力作り	合同部活	合同部活	冬季の安全な部活動	1年間の反省
安全管理・研修	春の交通安全運動 通学路点検 自転車点検 危機管理体制の確認 生活安全・交通安全研修 校内安全点検 AED定期点検	運動器具等安全点検 通学路安全マップ作成 自然災害時の危機管理研修	災害危険箇所点検 プール安全点検 緊急時の連絡体制確認	校舎環境整備・安全点検 携帯電話・パソコン等の安全な使い方 熱中症予防対策研修	部活動の事故防止 備品点検及び環境整備	秋の交通安全	暖房器具整備 薬物乱用防止教室 防火訓練研修	暖房器具整備 凍結時の通学路点検 校舎環境整備・安全点検・感染症予防対策研修	暖房器具管理 凍結時の通学路点検	暖房器具管理 照度及び照明検査	暖房器具管理 1年間のまとめ 1年間のまとめ

避難誘導計画図

令和3年度

この上
茶園

25



- 消火器
- ▲ 火災報知
- 消火栓
- 警報壁
- ★ 貯水槽
- ➔